経費支出手続の不備

対象受検 機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容
総務部 市町村課	下記の物品調達事務において、3点の不備があった。 1 物品調達事務の概要		過払いとなっている金額について、直ちに戻入されたい。また、検出事項について原因を確認し、支出命令者及び出納員の 役割の再認識、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に	ては、令和2年 1 月 13 日付で返納る
	調達物品	選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本	向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則の運用】 第78条関係	受けた。また、検出事項の
	契約金額	1,147,940円(単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)	3 物品調達システムによる物品の購入及び修理の手続については、「物品調達システム取扱要領」に基づいて行うもの	原因は、手続きを 念していたこと びチェックが不
		随意契約(公開見積合せ※による単価契約)	とし、次に掲げるものを除き、公開見積合せ(物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、	かりェックが小 分だったことに るものであった。
	契約方法	※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積もりをとることをいう。	の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積りをとることをいう。)を実施するものとする。 (1) 【地方自治法施行令】 (歳出の会計年度所属区分) 第 143 条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。 4 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度(過年度支出)第165条の8 出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない。 (2) 【大阪府財務規則】(支出の命令)	このことから、今の監査結果をおし、支出のでとから、今の監査結果を者のと、支出の役割に対して再認識するが、注意喚起を行た。
	見積受付にあた り公開された仕 様書の記載内容			
	見積受付期間	平成31年1月31日から同年2月6日		
	契約(単価確定)日	平成31年2月6日	第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算	支出命令時にお
	数量確定日	平成31年3月29日	の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過する ことがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤って	る留意点等の周を図る。
	納品日	平成31年3月31日	いないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費 であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命	
	請求日	令和元年6月7日	令伺書(様式第30号)を作成の上決定し、第99条の規定に より支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員	
	支払日	令和元年6月14日	に対して支出の命令をしなければならない。	

2 不備事項

(1) 過年度支出

本件は、本来、当該行為の履行があった日(検査日)の属する平成30年度一般会計から支出すべきであったが、出納閉鎖後に支払いの未処理が判明したため、令和元年度一般会計から過年度支出されていた。

(2) 過払い

契約単価に数量を乗じて算出した額を支出すべきところ、支出命令者による支出の命令及び出納員による支出負担行為の確認の双方において見過ごされた結果、下記のとおり162,964円の過払いが生じていた。

	単価	数量	消費税	合計金額
《正》契約内容	2, 233円	476本	85,032円	1, 147, 940円
《誤》請求内容	2, 550円	476本	97, 104円	1, 310, 904円
差引	317円	0本	12,072円	162, 964円

(3) 検査調書の作成またはこれに代わる手続の失念

検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、一定のものについては、これに代わる手続(物品調達システムに検査した者の職・氏名を記録する方法等)が認められている。しかし、本件については、いずれも行われていなかった。

(3)

【地方自治法】(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【大阪府財務規則】(検査) 第69条

4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

【大阪府財務規則の運用】

第69条関係

- 4 規則第69条第4項の「知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げる契約とする。
- (2)160万円以下の物品購入に係る契約(物品調達システムに記録されているものに限る。)
- 5 規則第69条第4項の「知事が別に定める方法」とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)物品調達システムに検査した者の職・氏名を記録する方法
 - (2)システムで作成する支出命令伺書に検査した者の職・ 氏名を記載する方法